

法人役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、次の各号に掲げる法人役員等に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 評議員
- (2) 理事長及び理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員

(報酬等の額)

第 2 条 前条に掲げる者の報酬等の額は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会その他の役員会議出席、または監査その他法人の業務のための出張1回につき手当て5,000円を支給する。

(上記金額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したとの金額とする。)

2. 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、理事会及び評議員会において、その業務内容、業務時間等の実態に応じて算出された額を審議し、承認された場合は、<表1>の範囲内で支給することができる。

3. 業務執行理事等が理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、理事会及び評議員会において、その業務内容、業務時間等の実態に応じて算出された額を審議し、承認された場合は、<表1>の範囲内で支給することができる。ただし、業務執行理事等が職員と兼務が無い場合においてのみ支給することができるものとする。

4. 定款第23条に基づく理事及び監事に対する報酬等の支給総額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲とする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等を支給しないものとする。
- (2) 監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が200,000円を超えない範囲とする。

5. 1項の場合、自宅から会場までの旅費を下記の表にもとづき支給する。

| 区分 | 旅 費 | 宿 泊 料 |
|---------------------|---------|----------|
| 評議員・理事・監事・評議員選任解任委員 | 3, 000円 | 20, 000円 |

※1 上記金額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したあとの金額とする。

※2 上記にかかわらず、旅費実費が3, 000円を超える場合は実費を支給する。

※3 宿泊料は宿泊を伴う場合にのみ支給する。

(改 正)

第 3 条 この規程の改正は、評議員会で議決するものとする。

<表1>

| 対象となる役員 | 報 酬 |
|---------|-------------|
| 理事長 | 月額200, 000円 |
| 業務執行理事 | 月額100, 000円 |

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月20日に改正され、施行する。

この規程は、令和5年6月20日に改正され、施行する。

この規程は、令和5年8月29日に改正され、施行する。